

7 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

※平成27年度から実施

目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

対象講座

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容・実施主体等

- ① 受講修了時給付金
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 合格時給付金
受講費用の2割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）
※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
【補助率】 国3/4、都道府県等1/4
【R2予算】 母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数
【H30実施自治体数】 304自治体
【H30支給実績】 事前相談：163人 支給者数：46人

